

# エネルギー供給強靱化法の施行及び検証WG結果 を踏まえた組織体制のあり方について

2021年4月27日

電力広域的運営推進機関 運営委員会事務局

- 2020年6月に成立した強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（エネルギー供給強靱化法）により、広域機関の業務が追加された。
- また、2015年の発足から5年が経過する中、今後、電力広域機関の役割と機能が大きく強化されることを踏まえ、これまでの活動について、中立性や公平性の観点を含めて第三者による検証作業を行うため、国の審議会である「総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会」の下に、「電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（広域機関検証WG）」が設置され、議論が行われ、中間とりまとめが行われたところ。
- 広域機関は検証WGでの提言を踏まえ、アクションプランを策定していくことが求められている。

## <エネルギー供給強靱化法により、広域機関に追加される業務>

### 災害関係

- ①一般送配電事業者が作成する災害時連携計画の内容の確認
- ②災害復旧費用の相互扶助制度の運用

### 系統関係及び再エネ特措法関係

- ③広域系統整備計画の策定・国への届出。計画に位置づけられた地域間連系線等整備費用の一部への再エネ賦課金方式の交付金等の交付
- ④FIT制度に関する交付金の交付
- ⑤今般新たに導入するFIP制度に関するプレミアムの交付
- ⑥太陽光パネル等の廃棄費用の積立金の管理

## 背景と目的

### 自然災害の頻発

(災害の激甚化、被災範囲の広域化)

- 台風(昨年15号・19号、一昨年21号・24号)
- 一昨年の北海道胆振東部地震 など

### 地政学的リスクの変化

(地政学的リスクの顕在化、需給構造の変化)

- 中東情勢の変化
- 新興国の影響力の拡大 など

### 再エネの主力電源化

(最大限の導入と国民負担抑制の両立)

- 再エネ等分散電源の拡大
- 地域間連系線等の整備 など

災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再エネの導入拡大等のための措置を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確保することが必要。

## 改正のポイント

### 1. 電気事業法

#### (1) 災害時の連携強化

- ① 送配電事業者は、**災害時連携計画**の策定を義務化。【第33条の2】
- ② 送配電事業者が**復旧等に係る費用**を予め積み立て、被災した送配電事業者に対して交付する**相互扶助制度**を創設。【第28条の40第2項】
- ③ 送配電事業者は、**復旧時**における自治体等への**戸別の通電状況等の情報提供**を義務化。また、平時においても、電気の使用状況等の**データを有効活用**する制度を整備。【第34条、第37条の3～第37条の12】
- ④ **有事**に経産大臣が**JOGMEC**に対して、**発電用燃料の調達を要請できる**規定を追加。【第33条の3】

#### (2) 送配電網の強靱化

- ① 電力広域機関に、**将来を見据えた広域系統整備計画**(プッシュ型系統整備)策定業務を追加。【第20条の17】
- ② 送配電事業者は、**既存設備の計画的な更新**を義務化。【第26条の3】
- ③ 経産大臣が送配電事業者の投資計画等を踏まえて**収入上限(レベニューキャップ)**を**定期的**に承認し、その枠内で**コスト効率化を促す託送料金制度**を創設。【第17条の2、第18条】

#### (3) 災害に強い分散型電力システム

- ① 地域において分散小型の電源等を含む配電網を運営しつつ、緊急時には独立したネットワークとして運用可能となるよう、**配電事業**を法律上位置付け。【第2条第1項第11号の2、第27条の12の2～第27条の12の13】
- ② 山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、**配電網の独立運用を可能に**。【第20条の2】
- ③ 分散型電源等を束ねて電気の供給を行う事業(**アグリゲーター**)を法律上位置付け。【第2条第1項第15号の2、第27条の30～第27条の32】
- ④ 家庭用蓄電池等の分散型電源等を更に活用するため、**計量法の規制を合理化**。【第103条の2】
- ⑤ 太陽光、風力などの小出力発電設備を報告徴収の対象に追加するとともに、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)による立入検査を可能に。(※併せてNITE法の改正を行う)【第106条第7項、第107条第14項】

#### (4) その他事項

電力広域機関の業務に再エネ特措法に基づく賦課金の管理・交付業務等を追加するとともに、その交付の円滑化のための借入れ等を可能に。【第28条の40第1項第8号の2、第8号の3、第2項、第28条の52、第99条の8】

### 2. 再エネ特措法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)

#### (1) 題名の改正

再エネの利用を総合的に推進する観点から、題名を「**再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法**」に改正。【題名】

#### (2) 市場連動型の導入支援

固定価格買取(FIT制度)に加え、新たに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度(**FIP制度**)を創設。【第2条の2～第2条の7】

#### (3) 再エネポテンシャルを活かす系統整備

再エネの導入拡大に必要な地域間連系線等の**送電網の増強費用の一部を、賦課金方式で全国で支える**制度を創設。【第28条～第30条の2】

#### (4) 再エネ発電設備の適切な廃棄

事業用太陽光発電事業者は、**廃棄費用の外部積立**を原則義務化。【第15条の6～第15条の16】

#### (5) その他事項

系統が有効活用されない状況を是正するため、認定後、一定期間内に運転開始しない場合、当該認定を失効。【第14条】

### 3. JOGMEC法(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法)

#### (1) 緊急時の発電用燃料調達

**有事**に民間企業による**発電用燃料**の調達が困難な場合、電気事業法に基づく経産大臣の要請の下、JOGMECによる**調達を可能に**。【第11条第2項第3号】

#### (2) 燃料等の安定供給の確保

- ① **LNG**について、**海外の積替基地・貯蔵基地**を、JOGMECの**出資・債務保証業務**の対象に**追加**。【第11条第1項第1号、第3号】
- ② **金属鉱物の海外における採掘・製錬事業**に必要な資金について、JOGMECの**出資・債務保証業務**の**対象範囲を拡大**。【第11条第1項第1号、第3号】

## <委員名簿>

※五十音順、敬称略 ◎は座長（委員）

安藤 至大	日本大学経済学部 教授
後藤 元	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
新川 麻	西村あさひ法律事務所 パートナー
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
堤 あづさ	有限責任あずさ監査法人 シニアマネジャー 公認会計士
◎山内 弘隆	一橋大学大学院 経営管理研究科 経営管理専攻 特任教授 (一財) 運輸総合研究所 所長

## <開催実績>

### 第1回 (2020年7月29日)

- 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループの設置について
- 議事の運営について (案)
- 電力広域的運営推進機関からの報告
- 電力広域的運営推進機関の検証について

### 第2回 (2020年10月27日)

- 第1回でご指摘のあった論点等について
- 海外類似機関調査について
- 電力広域的運営推進機関の検証について

### 第3回 (2020年11月24日)

- 「取りまとめ (案)」について

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会  
**電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ**  
**評価・総括（案）概要**

資料3

### 目的

- 2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法に伴い、電力広域機関の役割がますます重要となる中、これまでの活動について、中立性や公平性の観点を含め第三者による検証を行い、評価、総括を行った上で、その結果を踏まえて、同機関が求められる機能を果たせるよう、必要な取組を進めていくことを目的とする。

### 評価・総括

- 2015年の発足から5年間における電力広域機関の活動について、①目的適合性、②中立性・公平性、③効率性の観点から確認。その結果と、法改正に伴う今後の業務の追加を踏まえ、以下の機能の強化の方向性を提言。

### 機能の強化の方向性

各一般送配電事業者を離れた独立的な立場から、専門的な知見や経験を生かし、全国大での効率的かつ効果的な電力ネットワークの整備・運用等を行う機能を強化

#### 取組内容

#### ガバナンスの強化

- 監査法人による会計監査の導入
- 監事・監査室による内部監査機能の強化
- 業務遂行体制の強化（業務の追加に合わせた役職員の増員）
- 一定の新陳代謝と業務継続性の確保を両立した役員の新任率（最長6年）の見直し

#### 中立性・公平性の向上

- プロパー職員の採用強化等による大手電力（旧一般電気事業者及び電源開発）出向者比率の計画的な引き下げ（2020年時点で約60%）
- プロパー職員等のスキル向上のための研修充実
- 会員との双方向のコミュニケーション（アンケート調査の実施による会員意見を踏まえた業務運営への反映）

#### 情報収集・発信機能の強化

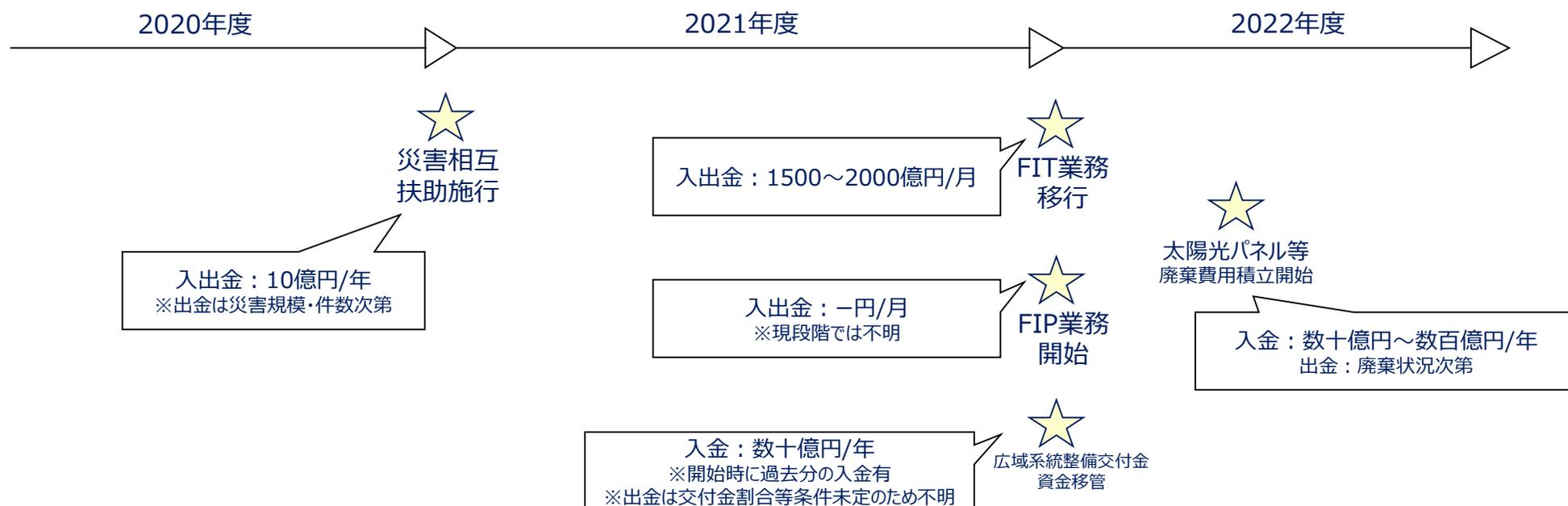
- 海外組織との連携強化等による海外情報の収集機能の強化
- 事業の中期計画の作成、フォローアップ
- 新たなビジネスの創出に向けた取組検討

- 上記方向性を踏まえ、電力広域機関は、具体的な行動計画（アクションプラン）を策定するとともに、定期的にフォローアップを実施。

## 2. 必要な組織体制の準備① 資金管理能力の向上

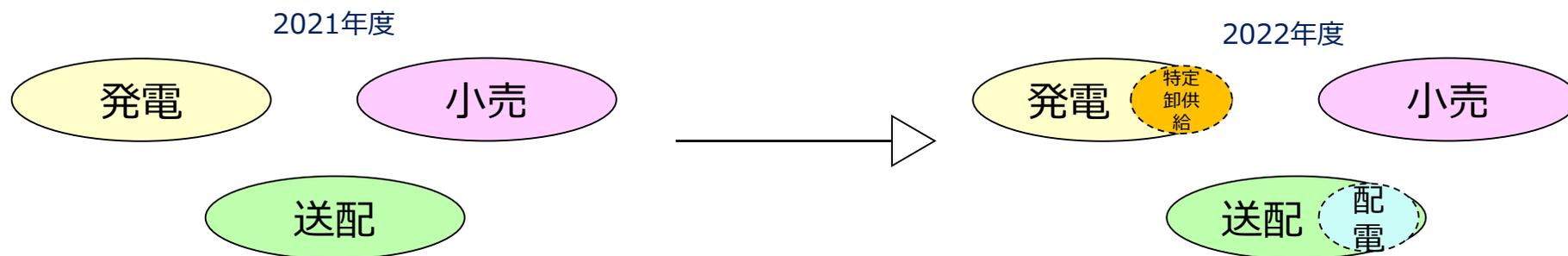
- 現在広域機関の扱う資金とは桁違いな資金管理が求められることから、ガバナンスの強化が必要。
- 特に、監査法人等による会計監査の実施、監事・監査室による監査機能の強化といった、監査の在り方の変容、人材確保をはじめとした業務遂行体制の強化は検証WGでも指摘をいただいているところ。

<資金管理の観点からみた新制度（現時点の想定）>



- エネルギー供給強靱化法の成立により、2021年度より、電気事業者の区分が下記のように追加となり、新区分の事業者も広域機関の会員となる。
- ライセンス導入に伴う会費・議決権の在り方については別途判断。

<エネルギー供給強靱化法施行に伴う電気事業者区分の変化>



### 論点

#### ① 総会における議決権

「発電：送配：小売 = 1 : 1 : 1」としている議決権について法の施行までに在り方を決定する必要がある。

#### ② 会費

全事業者から申し受ける一般会費（1事業者1万円）と、一般送配電事業者から申し受ける特別会費（認可予算額から一般会費を差し引いた額）についても①と同様。